

アダプト・プログラム

(対象区域：道路・河川等)

【募集】随時



奈良市

奈良市アダプトプログラム推進事業概要

【登録できる団体】

- (1) 事業の対象となる団体は、自治会、ボランティア団体、企業及びその他の団体
- (2) 2名以上で構成されていること
- (3) 次のいずれかに該当する団体は、事業の対象としないものとする。
 - ①団体の構成員のうち、市内に住所を有する者、市内に存する学校に在学している者及び市内に存する事業所又は事務所に勤務する者の総数が、当該団体の構成員の過半数に満たない団体
 - ②団体の名称に特定の公職の候補者の氏名、公職にある者の氏名又はこれらの者の通称名を冠する団体
 - ③未成年者が事業に参加することについて、当該未成年者の保護者の同意を得ていない団体
 - ④未成年者を代表者とする団体
 - ⑤公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする団体

【対象活動区域】

市が管理する道路又は河川で、おおむね100メートル以上の距離を有する区域

【維持管理活動】

- (1) 事業の対象となる美化活動
 - ①活動区域内の空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集及び除草
 - ②活動区域内の花の植栽及び花壇の手入れ
 - ③活動区域内の公共施設の損傷、不法投棄等の情報の提供
 - ④その他事業の目的の達成のために必要と認める美化活動
- (2) 美化活動は、年に6回以上実施するものとする。

【市の支援】

- ①ごみ袋（90ℓ 緑色）の支給（※報奨金を受け取らない団体は45ℓのごみ袋も支給）
- ②ごみの回収
- ③維持管理活動に対して市が加入する次に掲げる保険の適用
 - ・全国社会福祉協議会が実施するボランティア活動保険（1団体につき30人まで加入可能）
 - ・全国市長会市民総合賠償補償保険
- ④報奨金（10,000円）の交付（※希望団体のみ。申請は2月～3月初旬）
※年度途中で申請した場合は、①②③のみの支援となります。

【報奨金支給時期】 6月末

【募集時期】 随時（報奨金の申請は2月～3月初旬）

【担当課】

奈良市市民部地域づくり推進課
〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1
電話：0742-34-5193 FAX：0742-34-5194
メール：chiikidukurisuishin@city.nara.lg.jp

